



## 土地・家屋帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

# 今年は評価替えの年

市役所と大胡・宮城・粕川の各支所で

課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に自分の資産が記載された部分を確認するためにあります。また借地・借家人もその対象資産に関する部分の閲覧ができます。閲覧は有料。ただし、四月三日から五月一日までの縦覧期間中に限り、納税義務者は無料で閲覧できます。

土地・家屋の「価格等縦覧簿」の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。なお、今年は評価替えの基準年度です。  
縦覧簿の縦覧  
縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。  
日時：4月3日～5月1日の執務時間内 会場：市役所資産課課、大胡・宮城・粕川支所（支所は管内の土地・家屋のみ）  
対象：納税者、納税者同一世帯の親族、納税管理人、納税者からの委任を受けた人（委任状が必要）など 用意する物：運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物

産税課、大胡・宮城・粕川支所（支所は管内の土地・家屋のみ）  
対象：納税義務者、納税義務者同一世帯の親族、納税管理人、借地・借家人（有償による権利関係を示す書類が必要）、納税義務者などからの委任を受けた人（委任状が必要）など 用意する物：運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物  
課税明細書の活用を  
四月発送の納税通知書に添付する課税明細書（課税資産の内訳書）は、課税台帳記載と同じ内容です。ご利用ください。  
宅地の標準的な価格閲覧  
標準宅地の位置、価格を記載した書面を閲覧することができます。平成十八年度の閲覧は、誰でも四月三日から無料でできます。  
審査の申し出  
評価額に対する固定資産評価審査委員会への審査申し出は、固定資産の価格などすべてを登録した旨を公示した日（四月一日の予定）から、納税通知書を受け取った日の翌日以降六十日以内です。

問い合わせは縦覧については資産課税 8906216、審査の申し出については市民税課 8906210へ。



## 年度替わりの3月・4月

# 市民課など日曜も窓口を

分かりやすい丁寧な対応で

三月十九日から四月九日までの日曜に、市役所市民課や各支所などで窓口を開設。転入・転出など住所異動のほか、国保年金、児童手当、転校などの手続きや税の収納などもできます。なお、各支所など一部の業務は期日が限られていますので、ご注意ください。

開設する日曜窓口		
開設窓口	取り扱い業務	問い合わせ
市民課	・転入・転出・転居届、印鑑登録などの受け付け ・住民票の写し、戸籍に関する証明書・印鑑登録証明書などの発行 ・戸籍に関する届の受領 ・国民健康保険の届け出 ・外国人登録に関する届の受け付け ・住民基本台帳カードの発行など	890-6106
国保年金課	・国民健康保険に関する相談 ・保険証などの再交付 ・退職者医療制度加入手続き	890-6250
	・老人医療給付、乳幼児医療費支給手続き	890-6253
	・国民年金に関する手続きなど	890-6254
児童家庭課	・児童手当・児童扶養手当の受給申請 ・保育所の入所手続きなど	890-6277
学校教育課	・小中学校の転校手続きなど（学校へは翌日の月曜に書類を提出）	890-5812
収納課	・税の収納	890-6229
城南支所	・市民課取り扱い業務（印鑑登録申請の受け付け、外国人登録業務、住民基本台帳カードの発行を除く） ・学校教育課、国保年金課取り扱い業務の一部 ・児童手当受給申請	268-2111
	・市民課取り扱い業務 ・国保年金課取り扱い業務 ・学校教育課取り扱い業務 ・収納課取り扱い業務（3月26日のみ）	283-1111
大胡支所	・市民課取り扱い業務 ・国保年金課取り扱い業務 ・学校教育課取り扱い業務 ・収納課取り扱い業務（3月26日のみ）	283-1111
宮城支所	・収納課取り扱い業務	283-2131
粕川支所	・収納課取り扱い業務	285-4111

三月、四月の年度替わりの時期は、引越など届け出が多くなり、市民課などの窓口が大変込み合います。そのため、次のとおり日曜に窓口を開設。平日に来庁できない人は、ぜひご利用ください。  
なお、税証明は発行しません。また、ほかの機関との照合確認が必要な一部の届け出は、受理できないこともあります。  
期日：3月19日・26日・4月2日・9日（学校教育課・城南支所・大胡支所は3月26日・4月2日、収納課・宮城支所・粕川支所は3月26日のみ）、午前8時30分～午後5時15分 開設窓口・業務・問い合わせ：上表のとおり

障害基礎年金と老齢厚生年金など  
同時に受けられます

## 障害者の労働を評価して

障害を持ちながら働くことが評価される公的年金とするために、四月から障害基礎年金と老齢厚生年金、または遺族厚生年金が同時に受けられるようになります。

手続きをした月の翌月から両方の年金が受けられるので、早めに社会保険事務所へ手続きをしましょう。

対象：障害基礎年金を受けていて過去に厚生年金に加入し六十五歳になった人  
既に障害基礎年金と老齢厚生年金などの両方の受給権がある人など

問い合わせは前橋社会保険事務所 2311705へ。

嶺公園行きバス時刻表		3月18日～24日										
行先	停留所	通過予定時刻										
嶺公園	前橋駅前	7:05	8:10	9:05	10:10	11:00	12:35	13:10	13:50	16:10	17:45	19:10
	坂下	7:07	8:12	9:07	10:12	11:02	12:37	13:12	13:52	16:12	17:47	19:12
	中央駅	7:08	8:13	9:08	10:13	11:03	12:38	13:13	13:53	16:13	17:48	19:13
	県会館前	7:10	8:15	9:10	10:15	11:05	12:40	13:15	13:55	16:15	17:50	19:15
	附属小前	7:12	8:17	9:12	10:17	11:07	12:42	13:17	13:57	16:17	17:52	19:17
	若宮町十字路	7:14	8:19	9:14	10:19	11:09	12:44	13:19	13:59	16:19	17:54	19:19
	県営住宅前	7:17	8:22	9:17	10:22	11:12	12:47	13:22	14:02	16:22	17:57	19:22
	小神明三叉路	7:20	8:25	9:20	10:25	11:15	12:50	13:25	14:05	16:25	18:00	19:25
	勝沢十字路	7:22	8:27	9:22	10:27	11:17	12:52	13:27	14:07	16:27	18:02	19:27
	嶺公民館前	7:26	8:31	9:26	10:31	11:21	12:56	13:31	14:11	16:31	18:06	19:31
前橋駅	嶺公園管理事務所	7:30	8:35	9:30	10:35	11:25	13:00	13:35	14:15	16:35	18:10	19:35
	嶺公園	7:35	8:40	9:35	10:40	11:30	13:05	13:40	14:20	16:40	18:15	19:40
	嶺公園	7:20	8:10	9:20	10:00	10:50	12:00	13:10	14:10	15:25	16:50	18:20
	中央駅	7:41	8:31	9:41	10:21	11:11	12:21	13:31	14:31	15:46	17:11	18:41
	前橋駅	7:50	8:50	9:50	10:30	11:20	12:30	13:40	14:40	15:55	17:20	18:50

は臨時バス

## 3月18日から24日まで臨時便増発

### 嶺公園の墓参りはバスで

三月十八日 から二十四日  
まで、春のお彼岸に合わせて「嶺公園行き」の臨時バスが運行します。右表のとおり、定期運行に加えて四本を増発。JR前橋駅北口四番乗り場から朝七時以降、計十一本が出發します。また、期間中は嶺公園内に臨時バス停が設置され、お墓参りに大変便利です。

なお、JR前橋駅北口から嶺公園まで、所要時間は約三十分。料金は片道五百二十円。ぜひご利用ください。

問い合わせは嶺公園管理事務所 2693838へ。

安全安心なバスが便利